

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○小野寺委員長 この際、階猛君から関連質疑の
申出があります。大西君の持ち時間の範囲内でこ
れを許します。階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

冒頭、まず、この度の能登半島地震で亡くなら
れた方に対してお悔やみを申し上げ、また、被災
された方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

先ほどの大西議員の質問の中で、安倍派で三十
人以上、二階派で七人、収支報告書の訂正があつ
たという総理の御答弁がありました。大西議員
の質問は何人が裏金を受け取ったのかという話で
したので、収支報告書の訂正とは別の話だと思ひ
ます。何人が受け取ったのか、ここをはっきり説
明してください。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げたように、
裏金というものの定義、これを確認しなければな
りませんが、その中で、少なくとも収支報告書の
訂正を明らかにしている議員の数について申し上げ
ました。

○階委員 つまり、裏金の定義もはっきりしな
ければ、裏金を受け取った議員の数もはっきりしな
いということをおっしゃったわけですね。よろし
いですか。

○岸田内閣総理大臣 検査の捜査を受けて収支報
告書の訂正が行われており、今後も行われること
になります。そのことによつて、より実態が明ら
かになつていくと思ひます。そして、あわせて、
党としても実態把握に努めていきたいと考えてい
ます。

○階委員 人ごどのようなお答えでしたけれども、
いやしくも政治刷新本部の部長であれば、入口
の段階で今申し上げたことは把握しておくべきで
すよ。それすらしないで何が中間取りまとめだ
ということをおっしゃってください。

その上で、私は、先ほど申し上げました能登半
島地震、被災地である志賀町というところに先週
行つてまいりました。既に発災から三週間以上た
つておりましたけれども、上下水道が使えず、炊
事や洗濯、風呂、トイレ、満足に用が足せず、道
路ははずた、凸凹でした。また、建物は破損箇
所を覆うブルーシートだらけでした。安倍政権以
来、国土強靱計画を進めてきたはずですが、それ
は一体何だったんでしょうか。

また、自宅避難者の中には、最近まですぐ近く
の避難所に給水車が来ていることも知らず、わざ
わざ十キロ先の場所まで水くみに行つていた方も
いました。肝腎な情報が伝わっていません。デジ
タル田園都市国家構想と言われますが、構想だけ
で何も進んでいないのではないのでしょうか。現地

に行つて、そのことがよく分かりました。

そもそも、我々国会議員の任務は何か。それは、
被災地に限らず、国民の代表として、全国の様々
な現場、地域に伺つて実情を把握し、専門家など
の力もかりながら国民の声を反映させた政策をつ
くり、世論を喚起しながらその実現を目指すこと
です。そのために必要なお金が政治資金であつて、
民主主義の実現にプラスになるからこそ非課税と
いう特権が与えられているわけです。逆に言えば、
政治資金を本来の目的に使うのであれば、収入も
支出も明らかにして何ら問題はないはずです。
そこで、総理に質問します。

今回、多数の自民党所属議員が、派閥の政治資
金パーティーの売上金から、キックバックであつ
たり、中抜きであつたり、様々な方法で裏金をつ
くり、収入や支出を隠蔽したり改ざんしたりして、
政治資金の収支報告書に実態と異なるうその記載
をしてきたことが明らかになりました。

そもそも、なぜ裏金が必要だったのか、明確な
答弁をお願いします。

○岸田内閣総理大臣 まず、先ほど申し上げたよ
うに、実態把握と、そして再発防止と反省と、そ
して政治的な責任を果たす、これは並行してやら
なければならぬと思ひます。一つ一つ順番
にやるのではなくして、現実を考えたならば、捜
査が進み、収支報告書の訂正が進む、こういった
事態を受けて、これと並行して様々な取組を進め
ていくことが重要だと思ひます。

そして、御質問の、その裏金について目的が何
だったのかということについても、まさに先ほど

申し上げたように、収支報告の訂正が行われる中であって、本人の説明責任と併せて党としても聞き取り等を行うことによつて実態把握に努めてまいりたいと考えています。

その中で、この今回の事件、事案が政治的にどういったものであったのか、これを明らかにしていきたいと考えています。

○階委員 結局答えられないわけですよ、裏金が必要だったのか。でも、今の説明を聞いて限りは、裏金分については非課税の特権を与える必要は全くないということは、皆さん、明らかになったと思います。

間もなく確定申告が始まりますけれども、今のままでは国民の納税意識が損なわれることは明らかだと思えます。国民に納税をお願いする行政の長であり、自民党のトップである岸田総理から、裏金を受け取った議員に対しては、全員修正申告をして納税義務を果たすよう命じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 政治資金につきまして、政治資金規正法始め法律に従って取り扱う、これは当然のことです。

法律に従って報告を行い、そして納税等についても法律に従って対応していくこと、国会議員であつても当然のことであると考えます。

○階委員 もう一度お尋ねします。裏金を受け取った議員に対しては、修正申告をして納税義務を果たさせる、これを総理、お約束いただけますか。

○岸田内閣総理大臣 法律に従って厳正に対応を

させます。

○階委員 岸田総理は、昨年の今頃は防衛増税に熱心でした。去年の秋からは、新たな借金をこさえてまで減税にこだわってこられました。しかし、今、一番国民が求めているのは、増税でも減税でもありません、裏金議員の納税です。この納税義務を直ちに果たさせる。

もう一回、総理、決意をお願いします。

○岸田内閣総理大臣 これは、いわゆる政策活動費を含め、政治家個人が受領した政治資金等については、まず雑所得の収入として取り扱われ、そして、収入額から必要経費を控除した後、残額がない場合には課税関係は生じない、こういった法体系になっています。

他方、仮に全額を政治活動のために支出していない場合、この場合には確定申告が必要であります。そうした政治資金について関わった議員について、適切に対応していただくべきであると考えています。

○階委員 しっかり納税義務を果たさせてください。そして、安倍派の参議院議員については、特に問題があります。

これは私も、二年前のこの場で二之湯国家公安委員長に質問したんですけれども、当時参議院議員だった二之湯さんは、選挙直前になると、例年にはない高額の献金を地元京都府連に行つて、その直後に、献金額と見合う金額が地元の多数の地方議員に均等にばらまかれていました。二之湯さんが直接議員に配ると選挙買収が疑わ

れるので、マネーロンダリング、いわゆる資金洗浄ですけども、そのマネーロンダリングのように、京都府連を迂回する形でばらまいたのではないかとこの疑惑がありました。

二之湯氏は、これを否定して、京都府連への献金は自分の思いだったと苦し紛れの弁解を続けていました。

こうしたことを思い起こしますと、あの当時は、今思えば、マネーロンダリングというのでも、収支報告書に明らかになつていたからこそ分かつたわけです。しかし、今回、裏金が地方議員に流れていたら、収支報告書に記載されていないので、チェックのしようもないわけです。

資料三をお願いします。

ここには、自民党の安倍派の所属議員、参議院議員は四十人。多数いらつしゃいます。この議員たちが、選挙前に例年より多く裏金を受け取つているそうです。これは、ひよっとしたら選挙買収に使われていた可能性もあるということですから、何に使つたのか早急に調査して報告すべきではないでしょうか。総理の答弁を求めます。

○岸田内閣総理大臣 今回の一連の事案については、一部の政策集団の政治資金パーティーにおいて多額の不記載が判明し、検察当局が処分を発表したところです。

そして、その多額の不記載が判明した経緯、内容については、報道等には接しておりますが、現状において、詳細、これは十分把握できていない。政府あるいは自民党として公式に申し上げる段階にはないと考えています。

だからこそ、先ほど申し上げましたように、収支報告書の訂正等を通じて自らの説明責任を果たすのを促すとともに、党としても実態把握を行いたいと考えています。

関係者から聞き取りを行うこと等を通じて、党としても実態を把握し、政治的な責任について考えたいと思っています。

○階委員 これは先ほど、政治資金というのは民主主義に資するからこそ非課税だということを示し上げました。民主主義を害している可能性もあるわけです。政治資金の本来の趣旨とは真逆の方向に裏金を利用して、そのおそれがあるということをしつかり自覚して、実態説明は早急にしたいと思う必要があると思います。

実態説明、いつまでやるのか、お答えいただけませんか。

○岸田内閣総理大臣 収支報告の訂正等の作業の進み具合等、不確定な要素もありますので、いつまでとは申しませんが、少なくとも聞き取りはすぐ始めなければならぬということで、党の役員に対しては、その聞き取りの枠組みの作成を指示したところであり、聞き取りは早急に始めたかと考えています。

○階委員 本来では、中間取りまとめの前に聞き取りは行っておくべきものです。

そして、今回の中間取りまとめで抜け落ちていく大きな問題、政策活動費、これがあります。先ほど公明党の中川先生も取り上げていらつしやいました。

政策活動費、改めて、ちょっと図を示して御紹

介したいと思っております。

政策活動費というお金は、政党から政治家個人に配られるものであって、受け取った政治家は、受領した事実もその使い道も収支報告書に記載して報告する必要があります。これは、現在の法律上認められた、いわば公認の裏金となっているわけです。

しかし、公認であるとは言っても、政策活動費も、先ほどの派閥パーティーに関する裏金と同様に納税義務を免れたり選挙買収に使われたり、そういった不正行為の温床となる危険があることには変わりありません。

しかも、二〇二二年の一年間だけで、自民党では党幹部十五人に対し十四億円以上が支払われています。また、過去に遡ると、約五年にわたって自民党幹事長を務めた二階俊博衆議院議員には、何と五十億円を超える政策活動費が渡されているわけです。

ほかの政党もあるやのような話も出ましたけれども、まさにこれは異次元の規模です。それにもかかわらず、今回の中間取りまとめで、この政策活動費の問題には一切触れられていません。なぜ触れられなかったのか、総理に明確な答弁を求めます。

○岸田内閣総理大臣 今回の中間取りまとめの内容につきましては、先ほど申し上げたように、自民党として率先してできること、運用面でできること、これについて取組を明らかにするとともに、制度面、法改正を伴う議論についても真摯に貢献していく、こうした考え方を明らかにいたしました。

た。

政策活動費に対する質問ではありますが、政策活動費を始めとする政治資金については、今日まで、日本の政治の中において、政党等の政治活動の自由と国民の知る権利、政治資金の透明性とのバランスの中で様々な議論が行われ、今日の制度に行き着いていると理解をしています。その政策活動費については、政治活動の自由そのものに関わる問題でありますので、今申し上げました制度面の改革ということで、法改正を伴うことになる、各政治団体、各党各会派全て共通のルールを定めることになるわけであり、是非国会においても、この問題について、法律改正も含めて真摯に議論をしたいと考えています。

○階委員 法改正も議論していきたいというお話がありました、その前に、この政策活動費の問題点、もう少し説明したいと思えます。

こちらは、昨年九月の中国新聞のスクープ記事から抜粋したものです。河井元法務大臣が有罪判決を受けた、地方議員の買収事件の原資として、当時安倍政権の中枢にいた四人の政治家から提供された裏金が充てられていたのではないかとというメモが存在することが分かったというのが記事の内容です。四人のうち、甘利議員は百万円というふうにごこのメモには書かれておりますけれども、これを河井氏側に渡したことを既に認めています。そして、幹事長、三千三百とありますが、これは二階氏から三千三百万円を受け取ったことを示すものであります。その原資として政策活動費が使われていた可能性もあるわけです。

法務大臣に伺います。

一般論として、選挙買収罪の原資を提供した者は共犯として処罰される可能性があるでしょう。また、収支報告書への不記載を指示していれば、虚偽記載罪の共犯としても処罰される可能性があります。虚偽記載罪の共犯としてお答えすることは、特にこの四人の中で一番金額が多い二階幹事長については捜査の必要性は高いと思うわけですが、この点について法務大臣の見解をお願いします。

○小泉国務大臣 お尋ねの件、まさに個々の事案における捜査活動の内容にわたる御質問でございます。捜査機関が法と証拠に基づいて判断すべき事柄であり、法務大臣としてお答えすることは差し控えますが、その上で、あくまで一般論として申し上げますと、捜査機関においては、個々の事案の真相、全体の真相を明らかにするために必要な事項については全て捜査を尽くすものと承知しております。

○階委員 是非、二階派に属していられた法務大臣ですけれども、ここはしっかりと捜査を尽くしていただきたいと思っております。

更に総理にこの点を伺います。

実態解明に努めると先ほど来繰り返しておられますけれども、政治活動費がゆめゆめ選挙買収の原資になっていないかということを中心に調査すべきだと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の事件については、党から出された一億五千万について、改めて、裁判が終わった後、資料が返還されたものを党とし

てしっかりと点検した結果、党から出されている一億五千万については買収の原資に使われていないということ、これは監査も含めて確認をしている、こうしたことを承知しております。

そして、それに加えて、政党助成金については、先ほど申し上げましたように、党として使途を厳正した上で監査を受けるなど、確認をしております。

よって、政党助成金等がこの買収の原資になったということはないと承知しております。

そして、それ以外のお金については、先ほど法務大臣から答弁がありましたように、捜査機関において個々の事案の真相を明らかにするために必要な事項については、原資等についても捜査を尽くすものであると認識をしております。

○階委員 捜査機関は捜査機関でやるでしょうけれども、自民党総裁であり政治刷新本部長である本部長としての岸田総理としても、この問題については人ごとではないはずですよ。これはちゃんと調査して国会に報告してください。

これは非常に信憑性の高いメモですよ。しかも、甘利さんは百万円渡しているということを確認していますから。これは選挙買収の原資となった可能性が極めて高いと思われる。ここは本当かどうか、ちゃんと党としても政治の信頼回復に努めるのであれば、真っ先に調べて報告してください。よろしいですか。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げたように、党として出されたお金、政党助成金については買収に使われていない、これは確認しているところ

であります。それ以外のお金があるのではないかと、この指摘であります。これについても捜査当局において必要な事項については捜査を尽くすものであると認識をしております。

その上において、党として何かできることがあるのか、これはいま一度考えてみたいと思います。○階委員 先ほど、パーティーの裏金が、納税義務が生じるというお話もさせていただきました。この政策活動費についても同じような問題があります。

国税庁に来ていただいておりますけれども、税法上、政策活動費は、その年に使い残しがあれば雑所得として所得税の納税義務が生じると思えますけれども、その理解でよいか端的にお答えください。

○星屋政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げますと、政治家個人が政党から政治資金の提供を受けた場合には、所得税の課税上、雑所得の収入金額として取り扱っているとところでございます。

政治資金の雑所得の金額は、一年間の政治資金の総額から必要経費として政治活動のために支出した費用の総額を差し引いた残額が課税対象となります。残額がない場合には課税関係を生じないこととなります。他方、残額がある場合には、その額を雑所得として確定申告していただく必要があるということでございます。

いずれにいたしましても、国税当局といたしましては、個々の事実関係に基づき、法令等に照らして適正に取り扱うこととしております。

○階委員 残額があれば納税義務が生じるというお話でした。

それにしても、一人で五十億円以上もらって、これは全部使い切っているんですかね。私はちょっと想像ができません。

これは総理に伺いたいんですけども、過去には、自民党の金丸元副総裁が闇献金で私腹を肥やして約十億円の脱税で起訴されたという事案もありました。政策活動費を一人の議員に五十億円も渡せば、使い残しで蓄財し、脱税している可能性も高いように思います。この点についても、本当にそうなのかどうか、しっかりと調査して国会に報告していただけますか。

○岸田内閣総理大臣 政策活動費については、自民党としても、それぞれの役割に応じて、党勢拡大、政策立案、調査研究等に使うために支出している、こういったものであると考えています。

これは、当然、先ほどもありましたように、政治活動のために支出した経費を差し引いた後、残高が生じていた場合には確定申告の必要がある、そのとおりであります。この支出について、残高がないように、今申し上げた目的等についてしっかりと活用していく、これが重要であり、私自身も支給された政策活動費については全額政治活動に充てているところであります。

○階委員 いや、総理のことは聞いていなくて、二階さんのように、五十億円以上ですよ、こんな金額をどうやって使うんですかね。やましいことがないんだったら、速やかに使途を公表すればいいだけです。そうすれば、疑惑は晴れるわけですか。

から。是非、これは御自身のことだけではなく、関係する議員については全部調べて公表していただくませんか。

○岸田内閣総理大臣 政策活動費については、先ほども申し上げましたように、政治活動の自由と国民の知る権利のバランスの中で議論が行われ、今の扱いに至っていると承知しております。

政治活動の自由に関わる問題であるからして、これは、各党各会派、全国会議員が共通のルールで内容を明らかにする等の取組が必要であると認識しております。この法律を変える、ルールを変えらるというのであれば、各党各会派で議論を行うことが必要であると考えます。

○階委員 政治活動の自由にもほどがあると思いますよ。バランスが取れていませんよ。五十億なんて、一人の政治家に渡して、しかも使い道を全く明らかにしなくていいというのは、常識外れですよ。国民には全く納得がいけないと思いますよ。

今、法改正のお話もされましたけれども、是非、政策活動費、ちゃんとした使い方をしているのであれば、そもそも政策活動費なんという仕組み自体要らないと思いますよ。通常の政治資金と同じように収支報告書に記載する扱いにすればいいわけで、政策活動費という費目自体を廃止する、そのことをこの場でお約束いただけないでしょうか。総理、お願いします。

○岸田内閣総理大臣 政策活動費については、政治活動の自由との関係で、各党各会派、共通のルールに基づいて取り扱うことが重要であると考えます。共通のルールについて議論を行うというこ

とであるならば、こうした議論に自民党としても貢献をいたします。

○階委員 立憲民主党は、廃止の方向で既に表明しております。

今、自民党も真摯に対応するというようなお話でしたけれども、野党がこれを廃止という方向であれば、自民党も廃止で問題ないということ承ってよろしいでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げたように、政治活動の自由と国民の知る権利のバランスの中で、あるべき結論を出さなければなりません。

そうした議論を、各党各会派共通のルールとして議論を行うべきであると考えています。

○階委員 野党各党が廃止と言っているも、自民党は廃止に必ずしも賛成しないということはあるんですか。

○岸田内閣総理大臣 政治活動の自由と国民の知る権利のバランスの中で、あるべき結論を出すべきであると考えます。

○階委員 つまり、廃止は考えていないということですか。

○岸田内閣総理大臣 政治活動の自由と国民の知る権利のバランス、これを考えることが日本の民主主義を考える上で重要であると申し上げております。

○階委員 総理大臣、私、冒頭申し上げたとおり、民主主義に資するために使うべきは政治資金ですよ。民主主義を損なう可能性がある政治資金は、これは必要ないわけです。この政策活動費は、むしろ益よりも害の方が大きい、この政策活動費は

民主主義を損なう危険性があるので、是非廃止すべきだということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。
ありがとうございます。